【資料5】

入学から修了までのスケジュール

		教育方法・研究指導
1年	前半	・研究室導入配属（仮配属） （アドバイザーとなる教員（本籍大学）） ・研究室展開配属（本配属） ：主任研究指導教員決定 学生が取り組む研究課題や融合が必要な科学分野について学生に意向を聴取 分野融合の観点も考慮して選定 「起業家への道」、「人間力イノベーション論」など複雑な社会課題の解決に向けた研究に取り組むための基本的知識を養う科目の履修 「実践的データ分析・統計概論」、「データ分析の情報統計学」など“科学を統合する方法論”の基礎となる力を醸成する科目の履修 ・異分野「超」体験セッション　履修
	後半	・副主任研究指導教員決定 自身の所属する研究室とは専門が異なる研究室を選択し、最新の科学技術や産業の動向などを学ぶ （ラボローテーション）
2年	前半	・中間発表会
	後半	・最終発表会 ・学位（論文）審査 ・修士（融合科学）の学位授与

研究・論文作成

基幹教育科目の履修

専門科目の履修

異分野「超」体験実践

インターンシップ

カリキュラムマップ（修士課程）

【資料6】

カリキュラムポリシー

修了要件32単位以上
（QE選択者は34単位以上）

博士後期課程に進学又は就職

博士後期課程に進学

C1
自分の専門分野に関する基礎的な知見を修得・活用させるための体系的な
専門科目と研究支援科目

C2
分野融合セミナー・グループワークや異なる分野における研究などの異分野融合を主とした
異分野「超」体験科目

C3
社会のニーズを踏まえた実践的教育を行うための
社会実装科目

C4
イノベーションの創出に関する基盤的知識や態度を涵養する専攻共通の**基幹教育科目**

M２年

研究支援科目	選択必修6又は選択必修2	・融合科学研究論文（金沢）⑥ ・融合科学研究論文（JAIST）⑥	・融合科学課題研究（金沢）② ・融合科学課題研究（JAIST）② ＋ 指導教員と十分に相談した上で，自身の研究に資する科目を基幹教育科目以外から4単位以上修得	・博士研究計画調査（金沢）② ・博士研究計画調査（JAIST）② ※QE選択者必修 ＋ 指導教員と十分に相談した上で，自身の研究に資する科目を基幹教育科目以外から4単位以上修得

※主任研究指導教員が開講する科目を受講する

M１年後期～

研究支援科目	選択必修2以上	・ゼミナール・演習Ⅰ（金沢）②　・ゼミナール・演習Ⅰ（JAIST）② ※副主任研究指導教員が開講する科目を受講する

M１年～M２年

※QE選択者は「選択必修12以上」に読替

専門科目	選択必修10以上（※）	**生命科学系科目** ・生体分子ﾀﾞｲﾅﾐｸｽ② ・ﾋｭｰﾏﾝﾎﾞﾃﾞｨｰ：構造② ・生体材料分析特論② ・医用生体材料特論②など	**材料科学系科目** ・太陽電池工学特論Ⅰ② ・ﾊﾞｲｵﾘﾌｧｲﾅﾘｰ工学特論Ⅰ② ・物質計算科学特論② ・応用物性数学特論②など	**社会システム科学系科目** ・文明学特論② ・臨床神経心理学Ⅰ② ・社会科学方法論② ・システム思考論②　など
		共通科目 ・データマイニング論② ・プログラミング基礎②　など		

M１年～

社会実装科目	選択必修2	・インターンシップ（金沢）②　・インターンシップ（JAIST）②

M１年前期～

異分野「超」体験科目	選択必修2	・異分野「超」体験実践Ⅰ（金沢）①　・異分野「超」体験実践Ⅰ（JAIST）①　※再履修可
	必修2	・異分野「超」体験セッションⅠ②　※金沢・JAIST共同開講
基幹教育科目	選択必修2	・イノベーション・ベーシック（ベンチャービジネス）① ・イノベーション・ベーシック（技術経営論）① ・サイエンティスト・ベーシック（研究者倫理）① ・人間力イノベーション論① ・創出力イノベーション論①
	選択必修2	・実践的データ分析・統計概論② ・データ分析のための情報統計学②

ラボローテーション

科目名における異分野「超」体験～の『超』は、学生自身のこれまでの専門分野を『超』えた学びを提供することを指す

・（茶）金沢大学　開講科目　・（青）JAIST　開講科目　・（赤）金大JAIST共同開講科目　（注：丸数字は単位数）
・相手大学から10単位以上を履修すること。

（参考）カリキュラムマップ（博士後期課程）
※博士後期課程分のカリキュラムについては、
　現在想定しているものであり、変更の可能性がある。

カリキュラムポリシー

C1
自分の専門分野に関する知見を深化させるための体系的な
専門科目と研究支援科目

C2
分野融合セミナー・グループワークや異なる分野における研究などの異分野融合を主とした
異分野「超」体験科目

C3
社会のニーズを踏まえた実践的教育を行うための
社会実装科目

C4
海外インターンシップや海外研究留学などの**国際性を涵養する科目**

就職

修了要件 23単位以上

D2年～D3年

研究支援科目	選択必修6	・融合科学研究論文Ⅱ（金沢）⑥　・融合科学研究論文Ⅱ（JAIST）⑥ ※主任研究指導教員が開講する科目を受講する
	選択必修4	・ゼミナール・演習Ⅱ（金沢）④　・ゼミナール・演習Ⅱ（JAIST）④ ※副主任研究指導教員が開講する科目を受講する

D1年～D3年

専門科目	選択必修8以上	生命科学系科目	材料科学系科目	社会システム科学系科目
		・ﾊﾞｲｵｻｲｴﾝｽｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ② ・先端生体材料特論②など	・太陽電池工学特論Ⅱ② ・電子機能特論② など	・認知行動融合科学論② ・複合システム特論② など
		共通科目	・データマイニング特論②　・ロボティクス②　など	

D1年～

社会実装科目	選択必修1	・アピール・カンファレンス①　・人間力・創出力イノベーション論①
	選択必修1以上	・海外武者修行（金沢）①/②/④　・海外武者修行（JAIST）①/②/④ ※企業インターンシップに行く場合は読替可

D1年前期～

異分野「超」体験科目	選択必修1	・異分野「超」体験実践Ⅱ（金沢）①　・異分野「超」体験実践Ⅱ（JAIST）①
	必修2	・異分野「超」体験セッションⅡ②　※金沢・JAIST共同開講

ラボローテーション

教育体制の概念図

【資料7】

本共同専攻の教育理念：「融合科学」の促進

教育理念実現のためのフレームワークとして，「３つの挑戦的なイノベーションの枠組み」（３つのチャレンジ）を設定

⇒ 学生は、この枠組みの下で、教育プログラム（カリキュラム）を履修する

学 生

金沢大学 KANAZAWA UNIVERSITY

例1
バイオセンシングによるフルオーダーメイドかつ低侵襲な次世代の「生体埋め込み型 分子機械デバイス」の研究開発

例2
新たな植物由来資源（グリーン資源）の創成とそれを活用した生体・環境にやさしい新材料の創成

例3
組み込みシステムを用いた安全・安心かつ地域社会と調和する自律型自動モビリティの研究開発

JAIST

例4
有機・無機ハイブリッドデバイスを活用した低コスト・高効率の超グリーン太陽電池の創成

例5
破片状の発掘物の3次元スキャンとコンピュータ・グラフィックスを活用した遺物の仮想接合・復元システムの研究開発

【Ⅰ：ライフイノベーション】
健康的で質の高いライフスタイルの創出

Key word 個々の健康的なライフスタイルに資する生物学的・生体的機能の計測・解明・制御と，その応用

学生ごとの課題に応じた複数教員による教育・指導

【Ⅱ：グリーンイノベーション】
環境に適合した次世代型＜材料・デバイス・エネルギー＞の創生

Key word 自然エネルギー・再生可能エネルギーの創出，貯蔵，輸送／新素材やナノテクノロジーを利用した省エネルギーデバイス開発

学生ごとの課題に応じた複数教員による教育・指導

【Ⅲ：システムイノベーション】
科学技術と人や社会とが調和した未来社会の創造

Key word ビッグデータや人工知能（AI）を活用した知的システムの開発／生物をヒントにしたシステム・機械の開発／自然環境や文化的環境等を踏まえた社会環境改善

学生ごとの課題に応じた複数教員による教育・指導

指導教員

- 教員の専門分野：数理神経科学
- 教員の専門分野：バイオAFM開発応用
- 教員の専門分野：再生可能エネルギー
- 教員の専門分野：機能性超分子マテリアル
- 教員の専門分野：バイオイノベーティブデザイン
- 教員の専門分野：自動運転
- 教員の専門分野：複雑ネットワーク科学
- 教員の専門分野：画像処理・画像認識
- 教員の専門分野：固体物性・熱電変換

注）教員陣の構成については例示である

各指導教員は、自分が教育・指導できる分野等に応じ、Ⅰ～Ⅲのいずれか（複数もあり）に参画する。
学生は、自分が取り組みたい課題に応じ、Ⅰ～Ⅲのいずれかの枠組みを選択し、カリキュラムを履修する。
学生は、選択した枠組みの下、様々な分野の教員から指導を受けるとともに、必要に応じて、幅広く学生間や教員との交流も積極的に行い、異なる知見や観点から、学生自身が設定した課題の解決を進展させることを、積極的に奨励する。

履修モデル（※博士後期課程分のカリキュラムについては、現在想定しているものであり、変更の可能性がある。）

【資料8】

キャリアデザイン

			人工認知システム開発企業への就職	バイオテクノロジ系企業への就職	バイオテクノロジ系企業への就職	
博士後期課程	研究支援科目	選択必修6 選択必修4	・融合科学研究論文Ⅱ（金沢）⑥ ・ゼミナール・演習Ⅱ（JAIST）④	・融合科学研究論文Ⅱ（金沢）⑥ ・ゼミナール・演習Ⅱ（JAIST）④	・融合科学研究論文Ⅱ（金沢）⑥ ・ゼミナール・演習Ⅱ（JAIST）④	主任指導教員、副主任指導教員の指導を受けながら、自身の研究を取りまとめる。
	専門科目	選択必修8以上	・【生命】ﾊﾞｲｵｻｲｴﾝｽｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ（HB）② ・【材料】バイオメカニクス工学特論Ⅱ② ・【生命】先端生体機能特論② ・【共通】知覚情報処理特論②	・【生命】ﾊﾞｲｵｻｲｴﾝｽｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ（MB）② ・【材料】ﾊﾞｲｵﾒｶﾆｸｽ工学特論Ⅱ② ・【生命】先端生体機能特論② ・【社会】複合システム特論②	・【材料】ﾊﾞｲｵﾒｶﾆｸｽ工学特論Ⅱ② ・【共通】ディジタル映像処理論② ・【生命】先端生体機能特論② ・【材料】分子設計特論②	これまで修得した知識・技術等を基に、自身の研究課題に応じた高度専門的知見を養う。
	社会実装科目	選択必修1 選択必修1以上	・アピール・カンファレンス① ・海外武者修行B（金沢）②	・アピール・カンファレンス① ・海外武者修行A（金沢）①	・アピール・カンファレンス① ・海外武者修行C（金沢）④	ラボローテーションや海外インターンシップ/研究留学を通じ、課題探究力を鍛え、かつ自分の研究をアウトプットするためのマインドを更に強化する
	異分野「超」体験科目	選択必修1以上 必修2	・異分野「超」体験実践Ⅱ（JAIST）① ・異分野「超」体験セッションⅡ②（①/①）	・異分野「超」体験実践Ⅱ（JAIST）① ・異分野「超」体験セッションⅡ②（①/①）	・異分野「超」体験実践Ⅱ（JAIST）① ・異分野「超」体験セッションⅡ②（①/①）	
修士課程	研究支援科目	選択必修6 又は 選択必修2 選択必修2	・融合科学研究論文Ⅰ（金沢）⑥ ・ゼミナール・演習Ⅰ（JAIST）②	・融合科学研究論文Ⅰ（金沢）⑥ ・ゼミナール・演習Ⅰ（JAIST）②	・融合科学課題研究（金沢）② ・【材料】ﾊﾞｲｵﾒｶﾆｸｽ工学特論Ⅰ② ・【社会】認識処理工学特論② ・ゼミナール・演習Ⅰ（JAIST）②	主任指導教員、副主任指導教員の指導を受けながら、自身の研究を取りまとめる。
	専門科目	選択必修 10以上 （QE選択者は 12以上）	・【生命】ﾋｭｰﾏﾝﾎﾞﾃﾞｨ：機能② ・【材料】バイオメカニクス工学特論Ⅰ② ・【社会】認知行動融合科学基礎論② ・【生命】医用生体材料特論② ・【社会】認識処理工学特論② ・【共通】数理論理学②	・【共通】生命情報と先端バイオ② ・【材料】ﾊﾞｲｵﾌｧｲﾅﾘｰ工学特論Ⅰ ② ・【社会】臨床神経心理学Ⅰ② ・【生命】生体分子機能特論② ・【社会】認識処理工学特論② ・【共通】数理論理学②	・【生命】ﾋｭｰﾏﾝﾎﾞﾃﾞｨ：機能② ・【材料】ﾊﾞｲｵﾌｧｲﾅﾘｰ工学特論Ⅰ② ・【社会】臨床神経心理学Ⅰ② ・【生命】生体分子機能特論② ・【生命】医用生体材料特論② ・【共通】数理論理学②	自分の研究をアウトプットするための基本的技術・技能を養うとともに、修得した基礎知識・技術等を基に、自身の研究課題に応じた専門的知見を養う。
	社会実装科目	選択必修2	・インターンシップ（金沢）②	・インターンシップ（金沢）②	・インターンシップ（金沢）②	
	異分野「超」体験科目	選択必修2以上 （相手大学開講分必須） 必修2	・異分野「超」体験実践Ⅰ（JAIST）① ・異分野「超」体験実践Ⅰ（金沢）① ・異分野「超」体験セッションⅠ②（①/①）	・異分野「超」体験実践Ⅰ（JAIST）①＋① ・異分野「超」体験実践Ⅰ（金沢）①＋① ・異分野「超」体験セッションⅠ②（①/①）	・異分野「超」体験実践Ⅰ（JAIST）①＋① ・異分野「超」体験実践Ⅰ（金沢）① ・異分野「超」体験セッションⅠ②（①/①）	ラボローテーションやインターンシップを通じ、自分の研究をアウトプットするための基本的マインドを養う
	基幹教育科目	選択必修2以上 選択必修2	・起業家への道① ・研究者倫理① ・人間力イノベーション論① ・創出力イノベーション論① ・実践的データ分析・統計概論②	・起業家への道① ・研究者倫理① ・実践的データ分析・統計概論②	・起業家の中核技術と戦略① ・研究者倫理① ・人間力イノベーション論① ・実践的データ分析・統計概論②	科学技術イノベーション研究の基盤となる知識を養う

・（茶）金沢大学　開講科目
・（青）JAIST　開講科目
・（赤）金大JAIST共同開講科目
（丸数字は単位数）

【Ⅰライフイノベーション】
健康的で質の高いライフスタイルの創出

数理科学 × 生命科学 × 認知科学	生命科学 × 計測工学 × 情報科学	生命科学 × 計測工学 × 情報科学
生体の認知システムの解明とAIを活用した人工認知システムの構築を目指す金沢大学生	生体分子・細胞のダイナミックイメージングの構造生命科学とその情報科学的応用を目指す金沢大学生	細胞や組織のライブイメージング画像を活用した細胞社会の解析・情報化による生体メカニズムの統合的解明を目指す金沢大学生
＝教育・指導体制＝ 主任指導教員の専門分野 **<K:数理神経科学>** 副主任指導教員の専門分野 **<J:複雑ネットワーク科学>**	**＝教育・指導体制＝** 主任指導教員の専門分野 **<K:バイオAFM開発応用>** 副主任指導教員の専門分野 **<J:生化学・分子生物学>**	**＝教育・指導体制＝** 主任指導教員の専門分野 **<K:セルバイオノミクス>** 副主任指導教員の専門分野 **<J:画像処理・画像認識>**

注）教育・指導体制についてはあくまで例示である

キャリアデザイン

			医療機器・デバイス開発企業への就職	遺伝系疾患治療開発系企業への就職	医薬品・診断機器開発企業への就職	
博士後期課程	研究支援科目	選択必修6 選択必修4	・融合科学研究論文Ⅱ（金沢）⑥ ・ゼミナール・演習Ⅱ（JAIST）④	・融合科学研究論文Ⅱ（金沢）⑥ ・ゼミナール・演習Ⅱ（JAIST）④	・融合科学研究論文Ⅱ（JAIST）⑥ ・ゼミナール・演習Ⅱ（金沢）④	主任指導教員、副主任指導教員の指導を受けながら、自身の研究を取りまとめる。
	専門科目	選択必修8以上	・【生命】ﾊﾞｲｵｻｲｴﾝｽｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ（HB）② ・【材料】物性物理科学特論Ⅱ② ・【生命】先端生体材料特論② ・【材料】先端デバイス特論②	・【生命】ﾊﾞｲｵｻｲｴﾝｽｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ（MB）② ・【共通】時系列データ処理② ・【共通】現代量子脳計算論② ・【社会】データ分析学特論②	・【生命】先端生体材料特論② ・【共通】現代量子脳計算論② ・【生命】ﾊﾞｲｵｻｲｴﾝｽｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ（MB）② ・【材料】表面・界面工学特論Ⅱ②	これまで修得した知識・技術等を基に、自身の研究課題に応じた高度専門的知見を養う。
	社会実装科目	選択必修1 選択必修1以上	・アピール・カンファレンス① ・海外武者修行B（金沢）②	・アピール・カンファレンス① ・海外武者修行C（金沢）④	・人間力・創出力イノベーション論① ・海外武者修行A（JAIST）①	ラボローテーションや海外インターンシップ/研究留学を通じ、課題探究力を鍛え、かつ自分の研究をアウトプットするためのマインドを更に強化する
	異分野「超」体験科目	選択必修1以上 必修2	・異分野「超」体験実践Ⅱ（JAIST）① ・異分野「超」体験セッションⅡ②（①/①）	・異分野「超」体験実践Ⅱ（JAIST）① ・異分野「超」体験セッションⅡ②（①/①）	・異分野「超」体験実践Ⅱ（金沢）① ・異分野「超」体験セッションⅡ②（①/①）	
修士課程	研究支援科目	選択必修6 又は 選択必修2 選択必修2	・融合科学研究論文Ⅰ（金沢）⑥ ・ゼミナール・演習Ⅰ（JAIST）②	・博士研究計画調査（金沢）② ・【生命】ﾋｭｰﾏﾝﾎﾞﾃﾞｨ：機能② ・ゼミナール・演習Ⅰ（金沢）② ・ゼミナール・演習Ⅰ（JAIST）②	・融合科学研究論文Ⅰ（JAIST）⑥ ・ゼミナール・演習Ⅰ（金沢）②	主任指導教員、副主任指導教員の指導を受けながら、自身の研究を取りまとめる。
	専門科目	選択必修 10以上 （QE選択者は 12以上）	・【生命】ﾋｭｰﾏﾝﾎﾞﾃﾞｨ：構造② ・【生命】ﾋｭｰﾏﾝﾎﾞﾃﾞｨ：機能② ・【材料】物性物理科学特論Ⅰ② ・【生命】医用生体材料特論② ・【材料】高分子化学特論Ⅰ②	・【生命】ﾋｭｰﾏﾝﾎﾞﾃﾞｨ：疾患② ・【共通】生命情報と先端バイオ② ・【共通】映像情報処理学② ・【社会】臨床神経心理学Ⅰ② ・【共通】情報解析学特論② ・【社会】ネットワーク科学論②	・【生命】生体分子機能特論② ・【生命】医用生体材料特論② ・【共通】情報解析学特論② ・【生命】ﾋｭｰﾏﾝﾎﾞﾃﾞｨ：機能② ・【共通】生命情報と先端バイオ② ・【材料】表面・界面工学特論Ⅰ②	自分の研究をアウトプットするための基本的技術・技能を養うとともに、修得した基礎知識・技術等を基に、自身の研究課題に応じた専門的知見を養う。
	社会実装科目	選択必修2	・インターンシップ（金沢）②	・インターンシップ（金沢）②	・インターンシップ（JAIST）②	ラボローテーションやインターンシップを通じ、自分の研究をアウトプットするための基本的マインドを養う
	異分野「超」体験科目	選択必修2以上 （相手大学開講分必須） 必修2	・異分野「超」体験実践Ⅰ（JAIST）①＋① ・異分野「超」体験実践Ⅰ（金沢）①＋① ・異分野「超」体験セッションⅠ②（①/①）	・異分野「超」体験実践Ⅰ（JAIST）①＋① ・異分野「超」体験実践Ⅰ（金沢）①＋① ・異分野「超」体験セッションⅠ②（①/①）	・異分野「超」体験実践Ⅰ（金沢）①＋① ・異分野「超」体験セッションⅠ②（①/①）	
	基幹教育科目	選択必修2以上 選択必修2	・起業家への道① ・研究者倫理① ・人間力イノベーション論① ・創出力イノベーション論① ・実践的データ分析・統計概論②	・起業家の中核技術と戦略① ・研究者倫理① ・人間力イノベーション論① ・創出力イノベーション論① ・実践的データ分析・統計概論②	・人間力イノベーション論① ・創出力イノベーション論① ・データ分析のための情報統計学②	科学技術イノベーション研究の基盤となる知識を養う

【Ⅰライフイノベーション】
健康的で質の高いライフスタイルの創出

生命科学 × 材料工学 × 電気工学	生命科学 × 情報科学 × 自然人類学	生命科学 × 情報科学 × 材料科学
バイオセンシングによるフルオーダーメイドかつ低侵襲な次世代の生体埋め込み型分子機械デバイス」の研究開発を目指す金沢大学生	遺伝情報のデータベース化と大規模解析による個性・進化・予測の遺伝子ネットワークサイエンスの統合・形成を目指す金沢大学生	RNA/DNAチップ技術とバイオテクノロジーをコアとする細胞・疾患のセンシングと治療制御工学への応用を目指すJAIST学生
＝教育・指導体制＝ 主任指導教員の専門分野 **<K:栄養・代謝研究>** 副主任指導教員の専門分野 **<J:二次元高分子・共有結合性有機骨格構造体>**	**＝教育・指導体制＝** 主任指導教員の専門分野 **<K:分子病態>** 副主任指導教員の専門分野 **<J:複雑ネットワーク科学>**	**＝教育・指導体制＝** 主任指導教員の専門分野 **<J:生化学・分子生物学>** 副主任指導教員の専門分野 **<K:機能ゲノミクス>**

・（茶）金沢大学　開講科目
・（青）JAIST　開講科目
・（赤）金大JAIST共同開講科目
（丸数字は単位数）

キャリアデザイン

			有機電子デバイス開発系企業への就職	植物由来高分子材料開発系企業への就職	エネルギーシステムソリューション系企業への就職	
博士後期課程	研究支援科目	選択必修6 選択必修4	・融合科学研究論文Ⅱ(JAIST)⑥ ・ゼミナール・演習Ⅱ(金沢)④	・融合科学研究論文Ⅱ(金沢)⑥ ・ゼミナール・演習Ⅱ(JAIST)④	・融合科学研究論文Ⅱ(JAIST)⑥ ・ゼミナール・演習Ⅱ(金沢)④	主任指導教員、副主任指導教員の指導を受けながら、自身の研究を取りまとめる。
	専門科目	選択必修8以上	・【材料】電子機能特論② ・【社会】メディアデザイン特論② ・【材料】太陽電池工学特論Ⅱ② ・【共通】データマイニング特論②	・【材料】バイオリファイナリー工学特論Ⅱ② ・【材料】物性物理化学特論Ⅱ② ・【材料】材料設計特論② ・【社会】次世代知識経営特論②	・【材料】先端デバイス特論② ・【材料】電子機能特論② ・【材料】バイオリファイナリー工学特論Ⅱ ② ・【共通】データマイニング特論②	これまで修得した知識・技術等を基に、自身の研究課題に応じた高度専門的知見を養う。
	社会実装科目	選択必修1 選択必修1以上	・人間力・創出力イノベーション論① ・海外武者修行B(JAIST)②	・アピール・カンファレンス① ・海外武者修行A(金沢)①	・人間力・創出力イノベーション論① ・海外武者修行A(JAIST)①	ラボローテーションや海外インターンシップ/研究留学を通じ、課題探究力を鍛え、かつ自分の研究をアウトプットするためのマインドを更に強化する
	異分野「超」体験科目	選択必修1以上 必修2	・異分野「超」体験実践Ⅱ(金沢)① ・異分野「超」体験セッションⅡ②(①/①)	・異分野「超」体験実践Ⅱ(JAIST)① ・異分野「超」体験セッションⅡ②(①/①)	・異分野「超」体験実践Ⅱ(金沢)① ・異分野「超」体験セッションⅡ②(①/①)	
修士課程	研究支援科目	選択必修6 又は 選択必修2 選択必修2	・博士研究計画調査(JAIST)② ・【材料】高分子化学特論Ⅰ② ・【社会】イノベーション・マネジメント論② ・ゼミナール・演習Ⅰ(金沢)②	・融合科学研究論文Ⅰ(金沢)⑥ ・ゼミナール・演習Ⅰ(JAIST)②	・融合科学研究論文Ⅰ(JAIST)⑥ ・ゼミナール・演習Ⅰ(金沢)②	主任指導教員、副主任指導教員の指導を受けながら、自身の研究を取りまとめる。
	専門科目	選択必修 10以上 (QE選択者は 12以上)	・【材料】有機材料物性特論② ・【材料】無機材料化学特論② ・【生命】生物有機化学特論② ・【材料】太陽電池工学特論Ⅰ② ・【材料】物性物理化学特論Ⅰ② ・【共通】映像情報処理学②	・【材料】バイオリファイナリー工学特論Ⅰ② ・【材料】物性物理化学特論Ⅰ② ・【生命】生体分子ダイナミクス② ・【材料】高分子化学特論② ・【材料】触媒化学特論② ・【共通】デザイン創造過程論②	・【材料】材料物理概論② ・【材料】応用物性数学特論② ・【材料】高分子化学特論Ⅰ② ・【社会】システム最適化② ・【材料】太陽電池工学特論Ⅰ② ・【材料】バイオリファイナリー工学特論Ⅰ② ・【共通】映像情報処理学②	自分の研究をアウトプットするための基本的技術・技能を養うとともに、修得した基礎知識・技術等を基に、自身の研究課題に応じた専門的知見を養う。
	社会実装科目	選択必修2	・インターンシップ(JAIST)②	・インターンシップ(金沢)②	・インターンシップ(JAIST)②	ラボローテーションやインターンシップを通じ、自分の研究をアウトプットするための基本的マインドを養う
	異分野「超」体験科目	選択必修2以上 (相手大学開講分必須) 必修2	・異分野「超」体験実践Ⅰ (金沢)①+① ・異分野「超」体験実践Ⅰ (JAIST)①+① ・異分野「超」体験セッションⅠ ②(①/①)	・異分野「超」体験実践Ⅰ (JAIST)①+① ・異分野「超」体験実践Ⅰ (金沢)①+① ・異分野「超」体験セッションⅠ ②(①/①)	・異分野「超」体験実践Ⅰ (金沢)①+① ・異分野「超」体験セッションⅠ ②(①/①)	
	基幹教育科目	選択必修2以上 選択必修2	・起業家への道① ・研究者倫理① ・人間力イノベーション論① ・創出力イノベーション論① ・データ分析のための情報統計学②	・起業家への道① ・研究者倫理① ・実践的データ分析・統計概論②	・人間力イノベーション論① ・創出力イノベーション論① ・データ分析のための情報統計学②	科学技術イノベーション研究の基盤となる知識を養う

【Ⅱグリーンイノベーション】
環境に適合した次世代型<材料・デバイス・エネルギー>の創生

物性科学×バイオ科学×エネルギー工学	バイオ科学 × 材料科学 × 化学工学	化学工学×材料科学×エネルギー工学
有機・無機ハイブリッドデバイスを活用した低コスト・高効率の超グリーン太陽電池の創成を目指すJAIST学生	新たな植物由来資源(グリーン資源)の創成とそれを活用した生体・環境にやさしい新材料の創成を目指す金沢大学生	省資源・省エネを実現する触媒・反応プロセスと超低消費電力化を実現するナノデバイスの複合によるエネルギー利用高効率システムの研究開発を目指すJAIST学生
＝教育・指導体制＝ 主任指導教員の専門分野 **<J:固体物性・熱電変換>** 副主任指導教員の専門分野 **<K:再生可能エネルギー>**	**＝教育・指導体制＝** 主任指導教員の専門分野 **<K:バイオマスリファイナリー>** 副主任指導教員の専門分野 **<J:二次元高分子・共有結合性有機骨格構造体>**	**＝教育・指導体制＝** 主任指導教員の専門分野 **<J:電子デバイス・固体電子物性>** 副主任指導教員の専門分野 **<K:バイオマスリファイナリー>**

・(茶)金沢大学　開講科目
・(青)JAIST　開講科目
・(赤)金大JAIST共同開講科目
(丸数字は単位数)

キャリアデザイン

			環境マネジメントシステム開発系企業への就職	医薬品開発系企業への就職	
博士後期課程	研究支援科目	選択必修6 選択必修4	・融合科学研究論文Ⅱ（金沢）⑥ ・ゼミナール・演習Ⅱ（JAIST）④	・融合科学研究論文Ⅱ（金沢）⑥ ・ゼミナール・演習Ⅱ（JAIST）④	主任指導教員、副主任指導教員の指導を受けながら、自身の研究を取りまとめる。
	専門科目	選択必修8以上	・【材料】太陽電池工学特論Ⅱ② ・【共通】時系列データ処理② ・【社会】複合システム特論② ・【共通】ﾜｲﾔﾚｽｾﾝｻﾈｯﾄﾜｰｸ②	・【材料】物性物理化学特論Ⅱ② ・【生命】ﾊﾞｲｵｻｲｴﾝｽｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ（MB）② ・【材料】分子設計特論② ・【共通】ﾜｲﾔﾚｽｾﾝｻﾈｯﾄﾜｰｸ②	これまで修得した知識・技術等を基に、自身の研究課題に応じた高度専門的知見を養う。
	社会実装科目	選択必修1 選択必修1以上	・アピール・カンファレンス① ・海外武者修行B（金沢）②	・アピール・カンファレンス① ・海外武者修行A（金沢）①	ラボローテーションや海外インターンシップ/研究留学を通じ、課題探究力を鍛え、かつ自分の研究をアウトプットするためのマインドを更に強化する
	異分野「超」体験科目	選択必修1以上 必修2	・異分野「超」体験実践Ⅱ（JAIST）① ・異分野「超」体験セッションⅡ②（①/①）	・異分野「超」体験実践Ⅱ（JAIST）① ・異分野「超」体験セッションⅡ②（①/①）	
修士課程	研究支援科目	選択必修6 又は 選択必修2 選択必修2	・博士研究計画調査（金沢）② ・【共通】データマイニング論② ・【材料】バイオリファイナリー工学特論Ⅰ② ・ゼミナール・演習Ⅰ（JAIST）②	・融合科学研究論文Ⅰ（金沢）⑥ ・ゼミナール・演習Ⅰ（JAIST）②	主任指導教員、副主任指導教員の指導を受けながら、自身の研究を取りまとめる。
	専門科目	選択必修 10以上 （QE選択者は 12以上）	・【材料】太陽電池工学特論Ⅰ② ・【材料】表面・界面工学特論Ⅰ② ・【材料】物性物理化学特論Ⅰ② ・【生命】生体分子ダイナミクス② ・【社会】ネットワーク科学論② ・【社会】イノベーション・マネジメント論② ・【社会】システム最適化②	・【材料】物性物理化学特論Ⅰ② ・【材料】高分子材料合成化学② ・【生命】ヒューマンボディ：機能② ・【生命】生物有機化学特論② ・【材料】高分子化学特論Ⅰ② ・【社会】ソフトウェア設計論②	自分の研究をアウトプットするための基本的技術・技能を養うとともに、修得した基礎知識・技術等を基に、自身の研究課題に応じた専門的知見を養う。
	社会実装科目	選択必修2	・インターンシップ（金沢）②	・インターンシップ（金沢）②	ラボローテーションやインターンシップを通じ、自分の研究をアウトプットするための基本的マインドを養う
	異分野「超」体験科目	選択必修2以上 （相手大学開講分必須） 必修2	・異分野「超」体験実践Ⅰ（JAIST）①＋① ・異分野「超」体験実践Ⅰ（金沢）①＋① ・異分野「超」体験セッションⅠ②（①/①）	・異分野「超」体験実践Ⅰ（JAIST）①＋① ・異分野「超」体験実践Ⅰ（金沢）① ・異分野「超」体験セッションⅠ②（①/①）	
	基幹教育科目	選択必修2以上 選択必修2	・起業家への道① ・研究者倫理① ・実践的データ分析・統計概論②	・起業家の中核技術と戦略① ・研究者倫理① ・人間力イノベーション論① ・実践的データ分析・統計概論②	科学技術イノベーション研究の基盤となる知識を養う

【Ⅱ グリーンイノベーション】
環境に適合した次世代型＜材料・デバイス・エネルギー＞の創生

情報科学×エネルギー工学×物性科学	化学 × 情報科学 × 材料科学
エネルギーハーベストによるセンサ・ネットワークシステムの構築と環境モニタリング及び省エネを含めた環境マネジメントへの応用を目指す金沢大学生	ケモインフォマティクスによる機能性高分子設計シミュレーションとドラッグデリバリシステムへの応用を目指す金沢大学生
＝教育・指導体制＝ 主任指導教員の専門分野 **＜K:再生可能エネルギー＞** 副主任指導教員の専門分野 **＜J:複雑ネットワーク科学＞**	**＝教育・指導体制＝** 主任指導教員の専門分野 **＜K:機能性超分子マテリアル＞** 副主任指導教員の専門分野 **＜J:ソフトウェア工学・ソフトウェア科学＞**

・（茶）金沢大学　開講科目
・（青）JAIST　開講科目
・（赤）金大JAIST共同開講科目
（丸数字は単位数）

キャリアデザイン

			自動車OEM・車載部品メーカーへの就職	防災情報システムなどを手掛けるネットワークエンジニア	博物館・埋蔵文化センターなどの研究者・文化財専門職員	
博士後期課程	研究支援科目	選択必修6 選択必修4	・融合科学研究論文Ⅱ（金沢）⑥ ・ゼミナール・演習Ⅱ（JAIST）④	・融合科学研究論文Ⅱ（JAIST）⑥ ・ゼミナール・演習Ⅱ（金沢）④	・融合科学研究論文Ⅱ（金沢）⑥ ・ゼミナール・演習Ⅱ（JAIST）④	主任指導教員、副主任指導教員の指導を受けながら、自身の研究を取りまとめる。
	専門科目	選択必修8以上	・【材料】知的自立移動ロボット工学特論Ⅱ② ・【社会】認知行動融合科学論② ・【共通】ｱﾙｺﾞﾘｽﾞﾑと計算幾何学② ・【共通】知覚情報処理特論②	・【社会】複合システム特論② ・【共通】ﾜｲﾔﾚｽｾﾝｻﾈｯﾄﾜｰｸ② ・【生命】ﾊﾞｲｵｻｲｴﾝｽｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ（HB）② ・【社会】認知行動融合科学論②	・【社会】文化遺産・考古科学研究② ・【社会】比較先史文化論② ・【共通】ﾜｲﾔﾚｽｾﾝｻﾈｯﾄﾜｰｸ② ・【共通】知覚情報処理特論②	これまで修得した知識・技術等を基に、自身の研究課題に応じた高度専門的知見を養う。
	社会実装科目	選択必修1 選択必修1以上	・アピール・カンファレンス① ・海外武者修行B（金沢）②	・人間力・創出カイノベーション論① ・海外武者修行A（JAIST）①	・アピール・カンファレンス① ・海外武者修行C（金沢）④	ラボローテーションや海外インターンシップ/研究留学を通じ、課題探究力を鍛え、かつ自分の研究をアウトプットするためのマインドを更に強化する
	異分野「超」体験科目	選択必修1以上 必修2	・異分野「超」体験実践Ⅱ（JAIST）① ・異分野「超」体験セッションⅡ②（①/①）	・異分野「超」体験実践Ⅱ（金沢）① ・異分野「超」体験セッションⅡ②（①/①）	・異分野「超」体験実践Ⅱ（JAIST）① ・異分野「超」体験セッションⅡ②（①/①）	
修士課程	研究支援科目	選択必修6 又は 選択必修2 選択必修2	・融合科学課題研究（金沢）② ・【共通】データマイニング論② ・【材料】表面・界面工学特論② ・ゼミナール・演習Ⅰ（JAIST）②	・融合科学研究論文Ⅰ（JAIST）⑥ ・ゼミナール・演習Ⅰ（金沢）②	・融合科学研究論文Ⅰ（金沢）⑥ ・ゼミナール・演習Ⅰ（JAIST）②	主任指導教員、副主任指導教員の指導を受けながら、自身の研究を取りまとめる。
	専門科目	選択必修 10以上 （QE選択者は 12以上）	・【材料】知的自律移動ロボット工学特論Ⅰ② ・【材料】バイオメカニクス工学特論Ⅰ② ・【社会】認知行動融合科学基礎論② ・【社会】ソフトウェア設計論② ・【共通】情報解析学特論② ・【社会】システム最適化②	・【社会】ネットワーク科学論② ・【社会】ソフトウェア設計論② ・【社会】システム最適化② ・【共通】情報解析学特論② ・【生命】ヒューマンボディ：機能② ・【社会】認知行動融合科学基礎論② ・【共通】映像情報処理学②	・【社会】考古学と自然科学② ・【社会】文化資源学概論② ・【共通】生命情報と先端バイオ② ・【共通】映像情報処理学② ・【社会】ソフトウェア設計論② ・【共通】情報解析学特論②	自分の研究をアウトプットするための基本的技術・技能を養うとともに、修得した基礎知識・技術等を基に、自身の研究課題に応じた専門的知見を養う。
	社会実装科目	選択必修2	・インターンシップ（金沢）②	・インターンシップ（JAIST）②	・インターンシップ（金沢）②	
	異分野「超」体験科目	選択必修2以上 （相手大学開講分必須） 必修2	・異分野「超」体験実践Ⅰ（JAIST）① ・異分野「超」体験実践Ⅰ（金沢）① ・異分野「超」体験セッションⅠ②（①/①）	・異分野「超」体験実践Ⅰ（金沢）①＋① ・異分野「超」体験セッションⅠ②（①/①）	・異分野「超」体験実践Ⅰ（JAIST）① ・異分野「超」体験実践Ⅰ（金沢）① ・異分野「超」体験セッションⅠ②（①/①）	ラボローテーションやインターンシップを通じ、自分の研究をアウトプットするための基本的マインドを養う
	基幹教育科目	選択必修2以上 選択必修2	・起業家の中核技術と戦略① ・研究者倫理① ・人間カイノベーション論① ・創出カイノベーション論① ・実践的データ分析・統計概論②	・人間カイノベーション論① ・創出カイノベーション論① ・データ分析のための情報統計学②	・起業家の中核技術と戦略① ・研究者倫理① ・人間カイノベーション論① ・創出カイノベーション論① ・実践的データ分析・統計概論②	科学技術イノベーション研究の基盤となる知識を養う

【Ⅲ システムイノベーション】

科学技術と人や社会とが調和した未来社会の創造

機械工学 × 情報科学 × 社会科学	情報科学 × 構造工学 × 数理科学	環境考古学×分子系統学×数理科学
組み込みシステムを用いた安全・安心かつ地域社会と調和する自律型自動モビリティの研究開発を目指す金沢大学生	レジリエント（復活力のある）な通信ネットワーク及び構造体の複合による災害レジリエンスの構築を目指すJAIST学生	環境調和社会の構築に向けた自然的遺物の分子系統学的解析とデータベース化による環境考古学への展開を目指す金沢大学生
＝教育・指導体制＝ 主任指導教員の専門分野 **<K:自動運転>** 副主任指導教員の専門分野 **<J:ソフトウェア科学>**	**＝教育・指導体制＝** 主任指導教員の専門分野 **<J:複雑ネットワーク科学>** 副主任指導教員の専門分野 **<K:バイオイノベーティブデザイン>**	**＝教育・指導体制＝** 主任指導教員の専門分野 **<K:文化遺産国際研究>** 副主任指導教員の専門分野 **<J:ソフトウェア科学>**

・（茶）金沢大学　開講科目
・（青）JAIST　開講科目
・（赤）金大JAIST共同開講科目
（丸数字は単位数）

キャリアデザイン

			シミュレーション解析技術者としての就職	医療機器・介護用品・アパレルメーカーへの開発・研究職としての就職	
博士後期課程	研究支援科目	選択必修6	・融合科学研究論文Ⅱ（JAIST）⑥	・融合科学研究論文Ⅱ（金沢）⑥	主任指導教員、副主任指導教員の指導を受けながら、自身の研究を取りまとめる。
		選択必修4	・ゼミナール・演習Ⅱ（金沢）④	・ゼミナール・演習Ⅱ（JAIST）④	
	専門科目	選択必修8以上	・【共通】ﾜｲﾔﾚｽｾﾝｻﾈｯﾄﾜｰｸ② ・【共通】知覚情報処理特論② ・【社会】認知行動融合科学論② ・【社会】文化遺産・考古科学研究②	・【材料】バイオメカニクス工学特論Ⅱ② ・【社会】認知行動融合科学論② ・【材料】材料設計特論② ・【生命】先端生体材料特論②	これまで修得した知識・技術等を基に、自身の研究課題に応じた高度専門的知見を養う。
	社会実装科目	選択必修1	・人間力・創出力イノベーション論①	・アピール・カンファレンス①	ラボローテーションや海外インターンシップ/研究留学を通じ、課題探究力を鍛え、かつ自分の研究をアウトプットするためのマインドを更に強化する
		選択必修1以上	・海外武者修行B（JAIST）②	・海外武者修行B（金沢）②	
	異分野「超」体験科目	選択必修1以上	・異分野「超」体験実践Ⅱ（金沢）①	・異分野「超」体験実践Ⅱ（JAIST）①	
		必修2	・異分野「超」体験セッションⅡ②（①/①）	・異分野「超」体験セッションⅡ②（①/①）	
修士課程	研究支援科目	選択必修6 又は 選択必修2	・融合科学研究論文Ⅰ（JAIST）⑥	・博士研究計画調査（金沢）② ・【社会】認知行動融合科学基礎論②	主任指導教員、副主任指導教員の指導を受けながら、自身の研究を取りまとめる。
		選択必修2	・ゼミナール・演習Ⅰ（金沢）②	・ゼミナール・演習Ⅰ（金沢）② ・ゼミナール・演習Ⅰ（JAIST）②	
	専門科目	選択必修10以上（QE選択者は12以上）	・【共通】情報解析学特論② ・【社会】ネットワーク科学論② ・【社会】ソフトウェア設計論② ・【共通】画像情報処理特論② ・【社会】考古学と自然科学② ・【社会】文化資源学概論② ・【共通】映像情報処理学②	・【材料】バイオメカニクス工学特論Ⅰ② ・【社会】臨床神経心理学Ⅰ② ・【生命】ﾋｭｰﾏﾝﾎﾞﾃﾞｨｰ：機能② ・【生命】ﾋｭｰﾏﾝﾎﾞﾃﾞｨｰ：構造② ・【材料】材料物理概論② ・【材料】応用物性数学特論② ・【共通】デザイン創造過程論②	自分の研究をアウトプットするための基本的技術・技能を養うとともに、修得した基礎知識・技術等を基に、自身の研究課題に応じた専門的知見を養う。
	社会実装科目	選択必修2	・インターンシップ（JAIST）②	・インターンシップ（金沢）②	ラボローテーションやインターンシップを通じ、自分の研究をアウトプットするための基本的マインドを養う
	異分野「超」体験科目	選択必修2以上（相手大学開講分必須）	・異分野「超」体験実践Ⅰ（金沢）①＋①	・異分野「超」体験実践Ⅰ（JAIST）①＋① ・異分野「超」体験実践Ⅰ（金沢）①＋①	
		必修2	・異分野「超」体験セッションⅠ ②（①/①）	・異分野「超」体験セッションⅠ ②（①/①）	
	基幹教育科目	選択必修2以上	・人間力イノベーション論① ・創出力イノベーション論①	・起業家への道① ・研究者倫理①	科学技術イノベーション研究の基盤となる知識を養う
		選択必修2	・データ分析のための情報統計学②	・実践的データ分析・統計概論②	

情報考古学×計測工学×文化資源学

人間工学×情報科学×健康・福祉科学

破片状の発掘物の3次元スキャンとコンピュータ・グラフィックスを活用した遺物の仮想接合・復元システムの研究開発を目指すJAIST学生

人体と機械の適切なインタラクションに基づく人にやさしいウェアラブル装具の研究開発を目指す金沢大学生

＝教育・指導体制＝

主任指導教員の専門分野
<J:画像処理・画像認識>

副主任指導教員の専門分野
<K:文化遺産国際研究>

＝教育・指導体制＝

主任指導教員の専門分野
<K:バイオイノベーティブデザイン>

副主任指導教員の専門分野
<J:電子デバイス・固体電子物性>

【Ⅲ システムイノベーション】

科学技術と人や社会とが調和した未来社会の創造

・（茶）金沢大学　開講科目
・（青）JAIST　開講科目
・（赤）金大JAIST共同開講科目
（丸数字は単位数）

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学研究活動における不正行為の防止及び措置に関する規則

（平成２７年３月２６日
北院大規則第１０号）

目次

第１章　総則（第１条～第３条）
第２章　不正防止のための体制（第４条～第７条）
第３章　通報の受付（第８条～第１１条）
第４章　関係者の取扱い（第１２条～第１５条）
第５章　事案の調査（第１６条～第２６条）
第６章　不正行為等の認定（第２７条～第３２条）
第７章　措置及び処分（第３３条～第３８条）
第８章　雑則（第３９条・第４０条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　研究活動上の不正行為

イ　故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、ねつ造、改ざん又は盗用をいう。

ロ　イ以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理から逸脱の程度が甚だしいものをいう。

二　研究者等　教員、研究員、技術職員、学生その他本学において研究活動を行う全ての者をいう。

三　資金配分機関　競争的資金を中心とした公募型の研究資金を配分する国又は国が所管する独立行政法人をいう。

四　研究倫理教育　研究者等に求められる倫理規範の修得等をさせるための教育をいう。

五　部局　学系、産学官連携推進センター、地域連携推進センター、留学支援センター、グローバルコミュニケーションセンター、エクセレントコア推進本部、エクセレントコア、共同教育研究施設、研究施設、キャリア支援センター及び保健管理センターをいう。

（研究者等の責務）

第３条　研究者等は、研究活動上の不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

２　研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

３　研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観測記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保管・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

４　研究活動上の不正行為を行ったと認定された研究者等は、その氏名及び研究不正の内容等が公表されるとともに、研究費の使用中止、論文の取下げや訂正等の勧告、本学の研究費の返還請求その他本学が行う措置に従わなければならない。

５　研究活動上の不正行為を行ったと認定された研究者等は、資金配分機関からの研究費の返還、資金配分機関が公募する競争的資金への一定期間の申請制限その他資金配分機関が行う措置に従わなければならない。

第２章　不正防止のための体制

（学長の責務）

第４条　学長は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、法人全体を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

（研究倫理教育責任者）

第５条　学長は、部局における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置くものとし、部局の長をもって充てる。

２　研究倫理教育責任者は、当該部局における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。

３　研究倫理教育責任者は、当該部局に所属する研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

４　研究倫理教育責任者は、前２項の措置を講じた場合には、学長へ報告するものとする。

５　研究倫理教育の実施方法及び研究倫理教育責任者の知識・能力向上について必要な事項は、学長が別に定める。

（研究倫理委員会の設置）

第６条　本学に、研究者等による不正行為を防止するため、研究倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）を置く。

２　倫理委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

一　理事（非常勤を除く。）

二　学系長

三　その他学長が必要と認めた者

３　倫理委員会に委員長（以下「委員長」という。）を置き、前項第１号の委員のうち、学長が指名する者をもって充てる。
４　委員長は、倫理委員会の業務を統括する。
５　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

（倫理委員会の職務）

第７条　倫理委員会は、次に掲げる事項を行う。

一　研究倫理についての研修及び教育の企画及び実施に関する事項
二　研究倫理についての国内外における情報の収集及び周知に関する事項
三　研究者等の不正行為の調査に関する事項
四　その他研究倫理に関する事項

第３章　通報の受付

（通報の受付窓口）

第８条　通報又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、総務課及び第三者機関に受付窓口を置くものとする。

（通報の受付体制）

第９条　研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話、面談等により、受付窓口に対して通報を行うことができる。
２　通報は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。
３　受付窓口の責任者は、匿名による通報について、必要と認める場合には、委員長と協議の上、これを受け付けることができる。
４　受付窓口は、通報を受け付けたときは、学長及び委員長に報告するものとする。学長は、当該通報に関係する部局の長等に、その内容を通知するものとする。
５　受付窓口は、通報が郵便による場合など、当該通報が受け付けられたかどうかについて通報者が知り得ない場合には、通報が匿名による場合を除き、通報者に受け付けた旨を通知するものとする。
６　新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、委員長は、これを匿名の通報に準じて取り扱うことができる。

（通報の相談）

第１０条　研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、通報の是非や手続について疑問がある者は、受付窓口に対して相談をすることができる。
２　通報の意思を明示しない相談があったときは、受付窓口は、その内容を確認して

相当の理由があると認めたときは、相談者に対して通報の意思の有無を確認するものとする。

３　相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、受付窓口は、学長及び委員長に報告するものとする。

４　前項の報告があったときは、学長又は委員長は、その内容を確認し、相当の理由があると認めた場合には、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

（受付窓口の職員の義務）

第１１条　通報の受付に当たっては、受付窓口の職員は、通報者の秘密の遵守その他通報者の保護を徹底しなければならない。

２　受付窓口の職員は、通報を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。

３　前２項の規定は、通報の相談についても準用する。

第４章　関係者の取扱い

（秘密保護義務）

第１２条　この規則に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

２　学長及び委員長は、通報者、被通報者、通報内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、通報者及び被通報者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

３　学長及び委員長は、当該通報に係る事案が外部に漏洩した場合は、通報者及び被通報者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

４　学長、委員長又はその他の関係者は、通報者、被通報者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、通報者、被通報者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

（通報者の保護）

第１３条　部局の責任者は、通報をしたことを理由とする当該通報者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

２　本学に所属する全ての者は、通報をしたことを理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

３　学長は、通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学職員就業規則、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学職員懲戒規則及び北陸先端科学技術大学院大学学生懲戒規則に定める適正な

措置（以下「懲戒措置」という。）をとるものとする。

４　学長は、悪意（被通報者を陥れるため又は被通報者の研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの不利益を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。）に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に当該通報者に対して懲戒措置及び配置換え等の不利益な措置を行ってはならない。

（被通報者の保護）

第１４条　本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

２　学長は、相当な理由なしに、被通報者に対して不利益な取扱いを行ったものがいた場合は、懲戒措置をとるものとする。

３　学長は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみを持って、懲戒措置及び研究活動の全面的な禁止等の不利益な措置を行ってはならない。

（悪意に基づく通報）

第１５条　何人も、悪意に基づく通報を行ってはならない。

２　学長は、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、当該通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

３　学長は、前項の措置をとったときは、該当する資金配分機関及び文部科学省に対して、その措置の内容等を報告する。

第５章　事案の調査

（予備調査の実施）

第１６条　第９条に基づく通報があった場合又は委員長がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、委員長は予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は予備調査を実施しなければならない。

２　予備調査委員会は、３名の委員によって構成するものとし、委員長が倫理委員会の議を経て指名する。

３　予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。

４　予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

（予備調査の方法）

第１７条　予備調査委員会は、通報された行為が行われた可能性、通報の際に示された科学的理由の論理性、通報内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

２　通報がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた通報についての予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

（本調査の決定等）

第１８条　予備調査委員会は、通報を受け付けた日又は予備調査委員会を設置した日から起算して３０日以内に、予備調査結果を倫理委員会に報告する。

２　倫理委員会は、予備調査結果を踏まえ、協議の上、直ちに、本調査を行うか否かを決定する。

３　倫理委員会は、本調査を実施することを決定したときは、通報者及び被通報者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。

４　倫理委員会は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して通報者に通知する。この場合には、資金配分機関、文部科学省及び通報者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

５　倫理委員会は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る資金配分機関及び文部科学省に、本調査を行う旨を報告するものとする。

（調査委員会の設置）

第１９条　倫理委員会は、本調査を実施することを決定したときは、同時に、その議決により調査委員会を設置する。

２　調査委員会の委員は、次に掲げる者とする。

一　研究倫理委員会の委員長又はその指名した倫理委員会の委員　１人

二　通報された事案に係る研究活動の研究分野における本学に所属する研究者及び学外の研究者　２人以上

三　法律の知識を有する外部有識者　２人以上

四　その他委員長が必要と認めた者

３　調査委員会に主査を置き、前項第１号の委員をもって充てる。

４　調査委員会の委員の過半数は、本学に属さない外部有識者でなければならない。

５　調査委員会主査は、必要があると認めるときは、調査委員会委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（本調査の通知）

第２０条　倫理委員会は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を通報者及び被通報者に通知する。

２　前項の通知を受けた通報者又は被通報者は、当該通知を受けた日から起算して７日以内に、書面により、倫理委員会に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。

３　倫理委員会は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

（本調査の実施）

第２１条　調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して３０日以内に、本調査を開始するものとする。

２　調査委員会は、通報者及び被通報者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
３　調査委員会は、通報において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
４　調査委員会は、被通報者による弁明の機会を設けなければならない。
５　調査委員会は、被通報者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被通報者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。
６　通報者、被通報者及びその他当該通報に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

（本調査の対象）

第２２条　本調査の対象は、通報された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により、本調査に関連した被通報者の他の研究を含めることができる。

（証拠の保全）

第２３条　調査委員会は、本調査を実施するに当たって、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。
２　通報された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
３　調査委員会は、前２項の措置に必要な場合を除き、被通報者の研究活動を制限してはならない。

（本調査の中間報告）

第２４条　調査委員会は、本調査の終了前であっても、通報された事案に係る資金配分機関の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関に提出するものとする。

（調査における研究又は技術上の情報の保護）

第２５条　調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することがないよう、十分配慮するものとする。

（不正行為の疑惑への説明責任）

第２６条　調査委員会の本調査において、被通報者が通報された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとって行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

２　前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第２１条第５項に定める保障を与えなければならない。

第６章　不正行為等の認定

（認定の手続）

第２７条　調査委員会は、本調査を開始した日から起算して１５０日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

２　前項に掲げる期間につき、１５０日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。

３　調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて通報が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

４　前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

５　調査委員会は、第１項及び第３項に定める認定が終了したときは、直ちに、学長に報告しなければならない。

（認定の方法）

第２８条　調査委員会は、被通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

２　調査委員会は、被通報者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

３　調査委員会は、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在するべき基本的な要素の不足により、被通報者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。

（調査結果の通知及び報告）

第２９条　学長は、調査結果（認定を含む。）を通報者、被通報者及び被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に、直ちに、通知するものとする。被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

２　学長は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び文部科学省に報告するものとする。

３　学長は、悪意に基づく通報との認定があった場合において、通報者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

（不服申立て）

第３０条　前条第１項の調査結果の通知を受けた者（被通報者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく通報と認定されたものを含む。）は、通知を受けた日から起算して１４日以内に、調査委員会に対して不服申し立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

２　不服申立ての審査は、調査委員会が行う。学長は、新たな専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りではない。

３　前項に定める新たな調査委員は、第１９条第２項及び第４項に準じて指名する。

４　調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

５　調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

６　学長は、被通報者から不服申立てがあったときは通報者に対して通知し、通報者から不服申立てがあったときは被通報者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関及び文部科学省に報告する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

（再調査）

第３１条　前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

２　前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

３　調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して５０日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長に報告するものとする。ただし、５０日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。

４　学長は、第２項又は第３項の報告に基づき、直ちに、再調査手続の結果を通報者、被通報者及び被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属

機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び文部科学省に報告する。

（調査結果の公表）

第３２条　学長は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、直ちに、調査結果を公表するものとする。

２　前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

３　前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、通報がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。

４　研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、原則として、調査結果は公表しない。ただし、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

５　前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意によるものではない誤りがあったこと、被通報者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

６　学長は、悪意に基づく通報が行われたとの認定がなされた場合には、悪意に基づく通報と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

第７章　措置及び処分

（本調査中における一時的措置）

第３３条　学長は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被通報者に対して通報された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

２　学長は、資金配分機関から、被通報者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合は、それに応じた措置を講じるものとする。

（研究費の使用中止）

第３４条　学長は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に責任を負うものとして認定された者、及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負うものとして認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

（論文等の取下げ等の勧告）

第３５条　学長は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

２　被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して１４日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を学長に行わなければならない。

３　学長は、被認定者が第１項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

（措置の解除等）
第３６条　学長は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、解除する。
２　学長は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。
（処分）
第３７条　学長は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、懲戒措置をとるものとする。
２　学長は、前項の措置をとったときは、該当する資金配分機関及び文部科学省に対して、その措置の内容等を報告する。
（是正措置等）
第３８条　倫理委員会は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、学長に対し、是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとることを勧告するものとする。
２　学長は、前項の勧告に基づき、関係する部局の責任者に対し、是正措置等をとることを命ずる。また、必要に応じて、本学全体における是正措置をとるものとする。
３　学長は、前項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関及び文部科学省に対して報告するものとする。

第８章　雑則

（事務）
第３９条　研究活動上の不正行為に関する通報等の受付に係る事務は総務課において処理する。
２　学生の教育に関する研究倫理教育に関する事務は教育支援課において処理する。
３　前２項以外に係る事務は関係各課等の協力を得て研究推進課において処理する。
（雑則）
第４０条　この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）
１　この規則は、平成２７年３月２６日から施行する。
（国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学における研究活動の不正行為への対応に関する規則の廃止）
２　「国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学における研究活動の不正行為への対応に関する規則」（平成１８年北院大規則第１００号）は、廃止する。

附　則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２８年１２月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

○金沢大学研究活動不正行為等防止規程

(平成27年4月1日規程第2274号)

(趣旨)

第1条　この規程は，研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。)及び金沢大学研究者行動規範(平成20年1月22日制定)の趣旨を踏まえ，国立大学法人金沢大学コンプライアンス基本規則第12条に基づき，金沢大学(以下「本学」という。)における研究活動の不正防止に関し，必要な事項を定める。

(目的)

第2条　この規程は，研究活動が真実の探求を積み重ね，新たな知を創造していく営みであり，科学研究の実施が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることに鑑み，研究機関である本学が，組織として責任体制の確立による管理責任の明確化を図り，もって研究活動の不正行為を事前に防止することを目的とする。

(特定不正行為)

第3条　この規程において対象とする研究活動における不正行為(以下「特定不正行為」という。)とは，次に掲げる行為をいう。

(1)　捏造　存在しないデータ，研究成果等を作成すること。

(2)　改ざん　研究資料・機器・過程を変更する操作を行い，データ，研究活動によって得られた結果等を真正でないものにすること。

(3)　盗用　他の研究者のアイディア，分析・解析方法，データ，研究成果，論文若しくは用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

(最高管理責任者)

第4条　本学における研究活動の不正防止及び対応に関する最高管理責任者は学長とする。

2　学長は，研究活動における行動指針を定めるとともに，次条に定める研究不正防止責任者が責任をもって研究活動を管理できるようリーダーシップを発揮して不正行為の防止等に努めなければならない。

(研究不正防止責任者)

第5条　本学における研究活動上の不正行為の防止等について総括するとともに，次条第2項に定める研究倫理教育を推進するため，研究不正防止責任者を置き，研究担当理事をもって充てる。

(研究倫理教育責任者)

第6条　各部局(金沢大学学則第22条第1項に規定する部局をいう。以下同じ。)に，研究倫理教育責任者を置き，当該部局の長をもって充てる。

2　研究倫理教育責任者は，当該部局に所属する研究活動に従事する者を対象に定期的に研究者等に求められる倫理規範の修得等をさせるための教育(以下「研究倫理教育」と

いう。)を実施するとともに，当該部局における研究活動上の不正行為の防止等に関し統括する。

3　研究倫理教育責任者は，前項に規定するもののほか，各研究科の教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて，大学院の学生に対して研究者倫理に関する知識及び技術が身に付くよう教育課程の内外を問わず研究倫理教育の適切な機会を設けるものとする。また，学域学生に対しても研究者倫理に関する基礎的素養の修得に必要な研究倫理教育を受けることができるよう配慮しなければならない。

4　前2項に定める研究倫理教育には，研究データとなる実験・観察ノート等の記録媒体の作成(作成方法等を含む。)・保管，実験試料・試薬の保存，論文作成の際の各研究者間における役割分担・責任関係の明確化，利益相反の考え方，守秘義務等，研究活動に関して守るべき作法についての知識及び技術に関する項目を含めるものとする。

5　研究倫理教育責任者は，共同研究における当該部局の個々の研究者等がそれぞれの役割分担・責任を明確化すること並びに複数の研究者による研究活動の全容を把握・管理する立場にある代表研究者が当該部局に所属する場合は当該代表研究者が研究活動及び研究成果を適切に確認していくことを促すとともに，当該部局に所属する若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるようメンターの配置等による適切な支援・助言等が行われる環境の整備に努めなければならない。

(本学研究者の責務)

第7条　本学に雇用されて研究活動に従事している者及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる者(以下「本学研究者」という。)は，適切な研究活動を行うとともに，他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2　本学研究者は，研究倫理活動に係る法令等に関する研修等を受講しなければならない。

(研究データ等の保存・開示)

第8条　本学研究者は，研究によって生じた生データ，実験・観察ノート，実験試料・試薬等の研究データ等を研究が終了若しくは中止したとき又は研究に基づく論文等が公表されたときのいずれか遅い時期から，電子データ及び実験・観察ノートは10年間，その他の研究データ等は5年間，善良なる管理者の注意義務をもって保存し，開示の必要性及び相当性が認められる場合は，これを開示しなければならない。

(不正行為の禁止)

第9条　本学研究者は，特定不正行為を行ってはならない。また，他の学術雑誌等に既に発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿，論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ等の研究者倫理に反する行為も同様とする。

(研究不正調査責任者)

第10条　本学の研究活動における特定不正行為に対応する責任者は，国立大学法人金沢大学コンプライアンス基本規則第6条に定めるコンプライアンス総括責任者(以下「コンプライアンス総括責任者」という。)とする。ただし，コンプライアンス総括責任者

が，告発のあった事案について告発者及び被告発者と直接の利害関係にあるときは，学長が指名する理事(以下「研究不正調査責任者」という。)とする。

(特定不正行為の受付窓口)

第11条　特定不正行為に関する告発(以下「告発」という。)又は告発の意思を明示しない相談(以下「相談」という。)を受け付ける窓口(以下「受付窓口」という。)は，国立大学法人金沢大学公益通報者保護規程第5条に定める窓口とする。

2　告発又は相談を受け付けた部署は，受付窓口に当該事案を回付するものとする。

3　受付窓口は，告発又は相談があったときは，その内容を直ちにコンプライアンス総括責任者に報告するものとする。

(告発の取扱い)

第12条　告発は，顕名によるものとし，書面，電話，ファクシミリ，電子メール，面談等により受付窓口に直接行うものとする。

2　告発は，特定不正行為を行ったとする研究者・グループ，特定不正行為の態様その他事案の内容が明示され，かつ，不正とする科学的な合理性のある理由が示されているものに限り受け付けるものとする。

3　第1項の規定にかかわらず，匿名による告発があった場合において，告発の内容が相当程度信頼に足るものと学長が認めたときは，顕名の告発に準じて取り扱うことができるものとする。

4　コンプライアンス総括責任者は，受付窓口が告発を受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発がなされた場合は，告発を受け付けたことを告発者に通知するものとする。ただし，匿名による告発については，この限りではない。

5　コンプライアンス総括責任者は，告発のあった事案が，本学以外の他の機関においても調査を行うことが想定される場合は，当該機関にも告発内容を通知するものとする。

6　本学は，告発のあった事案について，ガイドラインが定める調査機関に本学が該当しない場合は，調査機関としてガイドラインが定める機関に当該事案を回付する。

(相談への対応)

第13条　告発の意思を明示しない受付窓口への相談については，研究不正調査責任者がその内容に応じ，告発に準じてその内容を確認・精査し，相当の理由があると認めたときは，相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。

2　前項において，相談者から告発の意思表示がなされない場合であっても，学長が特に必要と認めたときは，当該事案について調査を行うことがある。

(警告)

第14条　研究不正調査責任者は，特定不正行為が行われようとしている，若しくは特定不正行為を求められているとの告発又は相談を受けた場合は，その内容を確認・精査し，相当の理由があると認めたときは，学長に報告するものとする。

2　学長は，前項の報告を受けた場合は，その内容を確認し，相当の理由があると認めたときは，被告発者に警告を行うものとする。ただし，本学が被告発者の所属する機関でないときは，本学は被告発者の所属する機関に事案を回付するものとする。

（秘密保持）

第 15 条　特定不正行為に関する告発又は相談について，業務上その内容を知り得た者は，その事案の調査結果が公表されるまで関係者以外の者に漏らしてはならない。また，調査に協力した役員，職員，学生等も同様とする。

（例外的公表）

第 16 条　本学は，調査事案が何らかの事由により漏えいした場合（告発者又は被告発者の責により漏えいした場合を除く。）は，告発者及び被告発者の了解を得て，調査中の事案について公表することがある。

（告発者の保護）

第 17 条　本学は，単に告発を行ったことを理由にして告発者に対し，解雇，降格，減給その他不利益な取扱いを行わない。

（悪意に基づく告発の禁止）

第 18 条　何人も，被告発者を陥れること，被告発者が行う研究を妨害すること等，専ら被告発者に何らかの損害を与えること又は被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とした意思（以下「悪意」という。）に基づく告発を行ってはならない。

（被告発者の保護）

第 19 条　本学は，相当な理由がないにもかかわらず単に告発がなされたことをもって，被告発者の研究活動の一部又はすべてについて制限を加えること及び被告発者に対して解雇，降格，減給その他不利益な取扱いを行わない。

（調査関係者の保護）

第 20 条　学長は，告発者，被告発者，調査協力者若しくは関係者に連絡し，又は通知するときは，告発者，被告発者，調査協力者及び関係者の人権，名誉，プライバシー等を侵害することのないよう配慮するものとする。

（不正疑惑報道等への対応）

第 21 条　本学は，本学研究者の特定不正行為の疑いが学会等の科学コミュニティ又は報道により指摘された場合は，本学に告発があった場合に準じた取扱いをすることがある。

2　本学は，本学研究者の特定不正行為の疑いがインターネット上に掲載され，かつ，特定不正行為を行ったとする研究者・グループ，特定不正行為の態様等，事案の内容が掲示され，不正とする科学的な合理性のある理由が示されていることを確認した場合は，本学に告発があった場合に準じた取扱いをすることがある。

（事案の調査）

第22条　本学は，本学研究者に係る特定不正行為の告発が本学にあった場合(他の機関において告発があり，回付された事案を含む。以下同じ。)は，原則として，告発された事案について調査を行う。

2　本学は，複数の機関に所属する本学研究者に係る特定不正行為の告発が本学にあった場合は，当該研究者が所属する関係機関と協議の上，合同で調査を行うものとする。ただし，協議の結果，特段の定めをした場合は，その定めによるものとする。

3　本学は，本学研究者が以前に所属していた研究機関における研究活動に係る告発が本学にあった場合は，当該機関に告発内容を通知し，原則として当該機関と合同で調査を行う。

4　本学は，本学に以前に所属していた研究者が本学に所属していた期間における研究活動に係る告発が本学にあった場合は，当該研究者が現に所属する研究機関に告発内容を通知し，原則として当該機関と合同で調査を行う。ただし，当該研究者が現に所属する機関がないときは，本学が調査を行うものとする。

5　本学は，前4項の規定に基づき誠実に調査を行ったにもかかわらず，調査の実施が極めて困難な状況にある場合は，告発された事案における研究活動に係る予算を配分し，又は措置した機関(以下「配分機関」という。)にその状況を報告するものとし，当該事案について，その配分機関が調査を行うときは，これに協力する。

6　本学は，特に必要があると認めるときは，他の研究機関及び学会等の科学コミュニティに調査を委託すること又は調査を実施する上での協力を求めることがある。

(予備調査)

第23条　本学は，告発を受け付けたときは，速やかに告発された特定不正行為が行われた可能性，告発の際に示された科学的な合理性のある理由の論理性，告発された事案に係る研究活動の告発までの期間が，生データ，実験・観察ノート，実験試料・試薬等の研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間又は本学が定める保存期間内であること等の告発内容の合理性，調査可能性等について，予備調査を行う。

2　予備調査は，研究不正調査責任者及び学長が指名する者で組織する研究不正予備調査委員会(以下「予備調査委員会」という。)が行う。

3　予備調査委員会に委員長を置き，研究不正調査責任者をもって充てる。

4　予備調査委員会は，告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する予備調査については，取下げに至った経緯・事情を含め，特定不正行為に係る事案として調査する必要性を調査する。

5　予備調査委員会は，特に必要があると認めたときは，証拠となり得る関係書類，研究ノート，実験資料等を保全する措置をとることができる。

6　本学は，予備調査の結果，告発がなされた事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合は，本格的な調査(以下「本調査」という。)を行う。

7　本学は，予備調査の結果，告発がなされた事案について本調査を行わないことを決定したときは，その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。

8　前項に規定する場合において，本学は，予備調査に係る資料等を保存し，当該事案に係る予算を配分機関等及び告発者から請求があった場合は，当該資料等を開示するものとする。

9　予備調査は，告発を受け付けた日(他機関から回付があったときは，回付を受け付けた日)から概ね30日以内に終了するものとする。ただし，調査対象機関が本学以外の機関に及ぶ場合は，当該機関の調査に要する期間を加えることができる。

10　第6項及び第7項に規定する判断及び決定は，予備調査委員会の報告に基づき，学長が行う。

(本調査)

第24条　学長は，前条第6項に規定する本調査の実施を決定したときは，告発者及び被告発者に対し，本調査を行うことを通知し，調査への協力を求めるとともに，当該事案に係る配分機関等及び文部科学省にこの旨を報告する。

2　前項に規定する場合において，被告発者が本学以外の機関に所属するときは，併せて当該機関に通知するものとする。

3　本学は，前条第6項に規定する本調査の実施の決定を行った日から概ね30日以内に本調査を開始するものとする。

(特定不正行為調査委員会)

第25条　学長は，本調査の実施を決定したときは，本学に特定不正行為調査委員会(以下「本調査委員会」という。)を設置する。

2　本調査委員会は，当該事案の調査に関し，関係する論文，実験・観察ノート，生データ等の各種資料の保全及び提出を求めること，関係者から事情を聴取すること，再実験を要請すること等必要な権限を有する。

3　本調査委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。

(1)　研究不正調査責任者

(2)　学長が指名する役職員　若干名

(3)　外部有識者　2名以上

4　前項第3号の委員の数は，委員の総数の二分の一以上とする。

5　本調査委員会に委員長を置き，第3項第1号の委員をもって充てる。

6　委員は，告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。

7　本調査委員会は，当該事案の調査が終了したときは，直ちに調査結果を学長に報告するものとする。

8　本調査委員会は，第33条第1項に規定する不服申立ての受付期限の日の翌日をもって任務を終了する。ただし，不服申立てがあり，本調査委員会において不服申立てに基

づく審査等を行う場合は，当該審査結果の報告を学長に行ったときに任務を終了するものとする。

(本調査委員会委員の通知)

第26条　学長は，本調査委員会を設置したときは，本調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。

(異議申し立て)

第27条　告発者及び被告発者は，前条の通知を受け取った日から7日以内に，理由を付して本調査委員会委員の選任について学長に異議を申し立てることができる。

2　学長は，前項の申立てがあった場合は，その内容を審査し，妥当と判断したときは，当該委員の交代又は解任を行うものとする。

3　学長は，前項に規定する審査結果及びその対応を告発者及び被告発者に通知するものとする。

(調査方法)

第28条　本調査委員会は，告発された事案に係る研究活動に関する論文，実験・観察ノート，生データ等の各種資料の精査，関係者からの事情聴取，本調査委員会の要請又は被告発者の申し出による再実験の実施等により調査する。

2　前項の調査に当たっては，本調査委員会は，被告発者から弁明の聴取を行わなければならない。

3　第1項の再実験を行う場合は，それに要する期間及び機会(機器，経費等を含む。)に関し，本調査委員会が合理的に必要と判断する範囲内において，本調査委員会の指導・監督の下に行うものとする。

4　本調査委員会が本学以外の機関において調査を実施することが必要と判断したときは，本学は当該機関に調査の協力を要請するものとする。

5　本調査委員会は，告発に係る研究活動のほか，本調査委員会が必要と判断したときは，調査に関連した被告発者の研究活動を調査対象に含めることができる。

6　本調査委員会は，調査に当たって，公表前のデータ，論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が，調査の遂行上必要な範囲の外に漏えいすることのないよう十分配慮しなければならない。

7　告発者，被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は，調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し，真実を忠実に述べるなど，調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(資料等の保全等)

第29条　本調査委員会は，本調査に当たり，告発に係る研究活動に関する資料等を保全する措置を行う。

2　前項の資料等が本学以外の他の機関にあるときは，本学は，当該機関に対して資料等の保全を要請するものとする。

3　本学は，前2項の措置に影響しない範囲内において，被告発者の研究活動を制限しない。ただし，学長が特に必要があると認めたときは，告発に関連する研究活動の停止を命じることがある。

(被告発者の説明責任)

第 30 条　本調査委員会の調査において，被告発者が告発の疑惑を晴らそうとするときは，自己の責任において，当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続に基づいて行われたこと並びに論文等がそれに基づいて適切な表現で執筆されたものであることを，科学的根拠を示して説明しなければならない。

(認定)

第 31 条　本調査委員会は，調査した内容を取りまとめ，特定不正行為の有無を認定する。

2　前項の認定は，原則として本調査委員会が調査を開始した日から概ね150日以内に行うものとする。

3　本調査委員会は，特定不正行為が行われたと認定したときは，その内容，特定不正行為に関与した者及びその関与の度合い並びに特定不正行為と認定した研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定するものとする。

4　本調査委員会は，特定不正行為が行われていないと認定した場合であって，調査を通じて告発が悪意に基づいたものであることが判明したときは，その旨を併せて認定するものとする。

5　前項の認定を行うに当たっては，本調査委員会は，告発者に弁明の機会を与えなければならない。

6　本調査委員会は，第1項，第3項及び第4項の認定を行ったときは，直ちに学長に認定結果を報告しなければならない。

(認定の判断基準)

第32条　前条第1項の認定に当たっては，本調査委員会は，第30条に定める被告発者からの説明及び調査によって得られた物的・科学的証拠，証言，被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して行うものとする。ただし，被告発者の自認等を唯一の証拠として特定不正行為と認定することはできないものとする。

2　前項の判断に当たっては，被告発者の研究体制，データチェックの仕方等，様々な観点から客観的な不正行為の事実，故意性等について，十分に検討するものとする。

3　本調査委員会は，特定不正行為に関する証拠が提出された場合には，被告発者の説明その他調査により得られた証拠によって，特定不正行為の疑いが覆されないときは，特定不正行為があったものと認定するものとする。

4　被告発者が，生データ，実験・観察ノート，実験試料・試薬の不存在等，本来，存在すべきであると本調査委員会が判断する基本的な要素の不足により特定不正行為であることの疑いを覆すに足る証拠を示せないとき(被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず，その責によらない事由によりその基本的な要素を十分

に示すことができなくなった場合等，正当な理由があると本調査委員会が認める場合並びに生データ，実験・観察ノート，実験材料・試薬等の不存在等が，各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間及び本学又は告発に係る研究活動を行っていた機関が定める保存期間を超えることによるものである場合を除く。)も前項と同様とする。

(調査結果等の通知等)

第33条　学長は，調査結果(認定を含む。以下同じ。)を速やかに告発者及び被告発者(被告発者以外の者で，特定不正行為に関与したと認定したものを含む。以下同じ。)に通知する。

2　被告発者が本学以外の機関に所属している場合は，当該機関に当該調査結果を前項の通知と併せて通知するものとする。

3　学長は，前2項に定めるもののほか，当該事案に係る配分機関及び文部科学省に当該調査結果を報告するものとする。

4　学長は，悪意に基づく告発と認定された場合で，告発者の所属する機関が本学以外の機関であるときは，当該所属機関にその旨を通知する。

5　学長は，告発に係る研究活動の配分機関から請求があった場合は，調査の終了前であっても調査の中間報告を当該機関に行うものとする。

(不服申立て)

第34条　特定不正行為と認定された被告発者及び告発が悪意に基づくものと認定された告発者は，前条第1項に規定する通知を受け取った日から14日以内に不服を学長に申し立てることができる。ただし，同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2　前項に定める期日までに不服申立てがない場合は，被告発者及び告発者は本調査委員会による認定に異議がないものとみなす。

(不服申立ての審査)

第35条　前条第1項に規定する不服申立ての審査は，本調査委員会が行う。

2　前項の規定にかかわらず，学長は，不服申立てについて，本調査委員会の構成の変更等を必要とする相当な理由があると認めたときは，調査委員を交代若しくは追加すること又は本調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。

3　本調査委員会又は前項に規定する本調査委員会に代わる者(以下「本調査委員会等」という。)は，特定不正行為があったと認定した被告発者から不服申立てがあった場合は，不服申立ての趣旨，理由等を勘案し，当該事案の再調査の必要性を速やかに判断するものとする。

4　本調査委員会等は，前項に規定する判断の結果，不服申立てを却下することを決定したときは，その旨を直ちに学長に報告するものとする。

5　本調査委員会等は，第3項に規定する判断の結果，再調査を行うことを決定したときは，被告発者に対し先の調査を覆すに足る資料の提出等の再調査の協力を求めるものとする。

6　前項に規定する場合において，被告発者の協力を得られない場合は，本調査委員会等は再調査を行わず，審査を打ち切ることができるものとし，審査を打ち切ったときは，その旨を直ちに学長に報告する。

7　本調査委員会等は，第5項の再調査を開始したときは，再調査を開始した日から概ね50日以内に審査結果を決定し，その結果を直ちに学長に報告するものとする。

8　本調査委員会等は，悪意に基づく告発と認定した告発者から不服申立てがあった場合は，再調査を行うものとし，再調査を開始した日から概ね30日以内に調査し，その結果を直ちに学長に報告するものとする。

9　本学は，不服の申立てが当該事案の引き伸ばし又は認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会等が判断するときは，以後の不服申立てを受け付けないものとする。

(不服申立てに係る関係者への通知等)

第36条　学長は，第34条第1項に規定する不服申立てがあったときは，その旨を告発者又は被告発者に通知し，並びに当該事案に係る配分機関及び文部科学省に報告するものとする。

2　学長は，前条第4項及び第5項に規定する報告に基づく決定を行ったときは，その旨を被告発者に通知するとともに，当該事案に係る配分機関及び文部科学省に報告するものとする。

3　学長は，前条第7項の審査結果を被告発者，被告発者が所属する本学以外の機関及び告発者に通知するとともに，当該事案に係る配分機関及び文部科学省に報告するものとする。

(調査結果の公表)

第37条　学長は，本調査委員会の調査の結果，特定不正行為が行われたと認定したときは，速やかに公表するものとする。

2　学長は，特定不正行為が行われなかったと認定したときは，公表しない。ただし，調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は，この限りではない。

3　前項の規定にかかわらず，学長は，告発が悪意に基づくものであると認定した場合は，調査結果を公表するものとする。

4　前各項に規定する公表の内容は，次に定めるところによるものとする。

(1)　第1項に規定する公表内容は，特定不正行為に関与した者の氏名・所属，特定不正行為の内容，本学が公表時までに行った措置の内容，本調査委員会の氏名・所属，調査の方法・手順等を含むものとする。

(2)　第2項ただし書に基づく公表内容は，研究活動上の不正がなかったこと，論文等に故意によるものではない誤りがあったこと，被告発者の氏名・所属，調査委員会の氏名・所属，調査の方法・手順等を含むものとする。

(3)　第3項に規定する公表内容は，告発者の氏名・所属，調査の方法・手順等を公表する。

5　前項各号の規定に関わらず，事案の内容により学長が特に必要があると認めたときは，前項各号の公表内容の一部を公表しないことがある。

(特定不正行為認定後の措置)

第38条　学長は，特定不正行為の関与を認定した者及び特定不正行為に関与したとまでは認定されないが特定不正行為が認定された論文等の内容に責任を負うものとして認定された著者(以下「被認定者」という。)が本学研究者の場合は，国立大学法人金沢大学就業規則等(以下「規則等」という。)に定めるところにより必要な措置を行うとともに，論文等の取下げを勧告するものとする。

(研究費の使用中止)

第39条　学長は，特定不正行為を認定した事案に係る研究費の使用中止を被認定者に命ずることがある。

(悪意に基づく告発者への措置)

第40条　学長は，特定行不正行為が行われていないと認定した場合であって，告発者が悪意をもって告発したことを認定したときは，告発者の氏名の公表及び告発者に対して規則等に基づく必要な措置を行うことがある。

(雑則)

第41条　この規程に定めるもののほか，研究活動の不正行為防止等に関し必要な事項は学長が別に定める。

附　則

この規程は，平成27年4月1日から施行する。

【資料 11】

出願資格の基準について

共同専攻における出願資格については、次のとおりとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学を卒業した者及び大学院入学までに卒業見込みの者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者及び大学院入学までに学士の学位を授与される見込みの者

(3) 外国において，学校教育における16年の課程を修了した者及び大学院入学までに修了見込みの者

(4) 我が国において，外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した者及び大学院入学までに修了見込みの者

(5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び大学院入学までに修了見込みの者

(6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において，修業年限が３年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により，学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び大学院入学までに修了見込みの者

(9) 学校教育法第102条第2項の規定により本研究科以外の大学院に入学した者であって，当該者を本研究科において，大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(10) 次の①から④に該当する者であって，本研究科が，所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

① 大学院入学までに学校教育法第83条に定める大学に3年以上在学見込みの者

② 外国において学校教育における15年の課程を修了した者及び大学院入学までに修了見込みの者

③ 我が国において，外国の大学における15年の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した者及び大学院入学までに修了見込みの者

④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者及び大学院入学までに修了見込みの者

(11) 本研究科において，個別の入学資格審査により，出願資格（1）に定める者と同等以上の学力があると認めた者で，大学院入学までに22歳に達するもの